各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣(公印省略)

平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨 通知されたい。

### 平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の 規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村子ども・子育て 支援事業計画(以下「事業計画」という。」に基づく措置のうち、同法第59条に規 定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、 子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。
  - (1)利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号)の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号)の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(平成27年7月17日 府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号)の別紙に定める 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号)の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発05 21第8号)の別紙に定める放課後児童健全育成事業 (6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529 第14号)の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発052 9第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8)養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238 号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(11) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発05 29第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(12) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12 号)の別紙に定める病児保育事業

(13) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(交付額の算定方法)

- 第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1)第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支 出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) 第2欄の各区分ごとに、(1) により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
  - (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4にお

ける「特定分」及び「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなけれ ばならない。
- (7)事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に 報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の 一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行 わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合 は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大 臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させる ことがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による 調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、か つ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
  - ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を 経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号 の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管 しておかなければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源 の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8) までに掲げる条件を付さなければならない。
  - この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7) 及び (8) 中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4) 及び (8) 中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

- 第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道 府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村から(1) の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

- 第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2 か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
- 2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、 交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内 にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の 範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、平成28年4月10日(第5条の(3) により事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)ま でに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村から(1) の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成2 8年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙 様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。 (交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその 額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について 国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法 又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてそ の定めるところによるものとする。

1事業	2区分		3 基準額		4 対 象 経費	5 負 担割 合
	利用者	1 基本型	1か所当たり年額	6,732,000円	利用者支援	国 1/9
文 援 争 業	支援事業	2 特定型	1か所当たり年額	2, 639, 000円	事業の実施に必要な経	1/3
					費	
			いては、以下のいずれかの要 5施設であること	件を満たす中町		都道
			っぺ成 <i>とめ</i> ること 市町村当たりのか所数は、平	成25年10日1日		府県
			F10月1日時点の0~5歳児人			1/3
			- 数のうち、いずれか多い方を			G 5
		万人未満切」				市町村
		ア市町村	寸内の認可保育所の平成25年	F10月1日又は		$\lfloor 1/3 \rfloor$
		平成26年	10月1日時点での定員充足率が	が市町村内全体で		
		100%以_	上であること			
		イ 市町村	ト内に認可保育所が100以上ある	うこと		
			重福祉法第56条の8第1項に規	定する特定市町		
		村である	こと			
		3 母子保健型				
			門職員を専任により配置する類	揚合		
		ア 保健師等専	門職員を1名配置する場合			
			1 市町村当たり	8,481,000円		
		イ 保健師等専	門職員を2名配置する場合			
			1市町村当たり	14,826,000円		
		ウ 保健師等専	門職員を3名以上配置する場合	合		
			1 市町村当たり	21, 138, 000円		
		(2)保健師等専	門職員を兼任により配置する場			
			1 市町村当たり	4,046,000円		
		   ※ 従来より	市町村保健センター等で勤務	している保健師		
			る場合など、人件費が地方財			
			助金等から交付されている場			
		象としない				

# 4 開設準備経費(改修費等)

(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円

(2)母子保健型

1 市町村当たり 4,000,000円

※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。

#### 延長保 延長保 1 一般型 育事業 育事業

(1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員 施に必要 20人以上(※)

延長保育 事業の実 な経費

延長時間区分	
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

※ 事業所内保育事業 (定員20人以上) については、上記 単価を基本として内閣総理大臣が必要と認めた額とす る。

### イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業 (定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28, 100円

### 工 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193, 100円

(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2~3時間	2, 166, 000円
4~5時間	4,624,000円
6時間以上	5, 382, 000円

# イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自	30分	300,000円	300,000円	300,000円
園	1時間	1,045,300円	1,034,000円	944, 000円
調	2~3時間	1,311,000円	1,282,000円	1, 192, 000円
理	4~5時間	3,546,000円	3, 496, 000円	3, 359, 000円
等	6時間以上	4,082,000円	4,009,000円	3,872,000円
	30分	300,000円	300,000円	300,000円
そ	1時間	999,000円	988,000円	898, 000円
0	2~3時間	1, 166, 000円	1, 138, 000円	1,048,000円
他	4~5時間	2,953,000円	2,902,000円	2,766,000円
	6時間以上	3, 289, 000円	3, 216, 000円	3,079,000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する 方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設 から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウにお いて同じ)

# ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自	30分	276,000円	276,000円	276,000円
園	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
調	2~3時間	1,993,000円	1,205,000円	1, 180, 000円
理	4~5時間	4, 254, 000円	3, 262, 000円	3,216,000円
等	6時間以上	4,951,000円	3,754,000円	3,687,000円
	30分	276,000円	276,000円	276,000円
そ	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
0	2~3時間	1, 328, 000円	1,072,000円	1,047,000円
他	4~5時間	3, 176, 000円	2,716,000円	2,669,000円
	6時間以上	3,689,000円	3,025,000円	2,958,000円

# 工 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自	30分	200,000円	150,000円
園	1時間	414,000円	215,000円
調	2~3時間	747,000円	397,000円
理	4~5時間	1,966,000円	1,360,000円
等	6時間以上	3, 252, 000円	2,390,000円
	30分	200,000円	150,000円
そ	1時間	399,000円	200,000円
0	2~3時間	699,000円	349,000円
他	4~5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,555,000円	1,693,000円

# 2 訪問型

(1)保育短時間認定(児童1人当たり年額)

# ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

# (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

# ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2~3時間	349,000円
4~5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

		延長時間区分	
		30分 150,000円	
		1時間 200,000円	
		2時間以上 300,000円	
		※1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、	
		該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得	
		た額を基準額とする。	
実費徴 実	実費 徴	1 給食費(副食材料費)	実費徴収
仅に係収	又に係	生活保護世帯等に属する児童(※)1人当たり月額4,500円	に係る補
る補足る	る補足	※ 1号認定に限る	足給付を
給付を総	合付を	2 教材費・行事費等(給食費以外)	行う事業
行う事行	テう事	生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円	の実施に
業業	<b>Ě</b>		必要な経
			費
多様な多	多様な	1 新規参入施設等への巡回支援	多様な事
事業者事	事業者	1 施設当たり年額 400,000円	業者の参
の参入の	の参入		入促進・
足進・ 仮	足進・	2 認定こども園特別支援教育・保育経費	能力活用
能力活能	七力 活	対象障害児1人当たり月額 65,300円	事業の実
用事業 月	用事業		施に必要
			な経費
放課後 が	文課 後	1 放課後児童健全育成事業	局長通知
児童健 児	見童 健	(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所	別添1の
全育成全	全育成	ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)	放課後児
事業 事	事業(特	(ア)構成する児童の数が1~19人の支援の単位	童健全育
范	官分)	1,424,000円-(19人-支援の単位を構成する児童の数)	成事業の
		×26,500円	実施に必
		(イ)構成する児童の数が20~35人の支援の単位	要な経費
		3,706,000円-(36人-支援の単位を構成する児童の数)	(飲食物
		×26,000円	費を除
		(ウ)構成する児童の数が36~45人の支援の単位 3,706,000円	⟨∘⟩
		(エ)構成する児童の数が46~70人の支援の単位	
		3,706,000円-(支援の単位を構成する児童の数-45人)	
		×30,000円	

(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,917,000円

- 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日) ×15,000円 (1日8時間以上開所する場合)
- ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)
  - (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×292,000円
  - (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 131,000円
- (2) 年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所(特 例分)
- ア 基本額(1支援の単位当たり年額)
  - (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,267,000円 (イ)構成する児童の数が1~19人の施設 945,000円
- イ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 292,000円
- ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助に ついては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。
  - ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
  - ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必 要があると厚生労働大臣が認める場合
- ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これ を1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基 準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て) とする。
- 2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)
- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業

ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27 |整備事業 年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」といし必要な経

放課後子 ども環境 の実施に

	う。) 別添2の3 (1) ③に定める事業を実施する場合 8,000,000円 イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項 目において同じ。)を含まない場合(アを除く) 7,000,000円	費
	ウ 開所準備経費を含む場合 (アを除く) 7,600,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (3) 小学校の会が新京な活用してお課念児童は会売は事業	
	(ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円	
	(イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) 1,000,000円	
	ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)1,600,000円(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業1,000,000円	
	<ul><li>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</li><li>※ 開所準備経費については平成27年度中に支払われたものに限る。</li></ul>	
	3 放課後児童クラブ支援事業 (1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 1,712,000円 (2)放課後児童クラブ運営支援事業 3,080,000円 (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 435,000円 ※ 事業実施月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	支援事業 の実施に 必要な経
放課後児童健		放課後児童支援員

全育成事業(一般分)		
	2 障害児受入強化推進事業 1支援の単位当たり年額 1,712,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これ を1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基 準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て) とする。	
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 532,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これ を1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基 準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て) とする。	
子育て 子育て 短期支 短期支	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て短 期支援事

援事業	援事業			業の実施
		イ 2歳以上児	年間延べ日数 × 4,720円	に必要な
		ウ 緊急一時保護の母親	年間延べ日数 × 1,200円	経費
		(2) 夜間養護等(トワイライトス	、テイ)事業	
		ア 夜間養護事業		
		(ア) 基本分	年間延べ日数 × 900円	
		(4) 宿泊分	年間延べ日数 × 900円	
		イ 休日預かり事業	年間延べ日数 × 2,010円	
		ウ 児童の送迎の実施	箇所数 × 61,710円	
		2 開設準備経費(改修費等)	4,000,000円	
			区援対策施設整備交付金」によ 事業のための居室等整備加算」	
庭全戸	乳庭訪業	施している市町村 (1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれ		乳全事施な別が、おいる。
		<ul><li>乳児家庭全戸訪問</li><li>事業による家庭訪 −</li><li>問数</li><li>乳児家庭全事業の対象 全家庭数</li></ul>	i戸訪問 さとなる × 20%	
		2 1 以外の市町村 乳児家庭全戸訪問 事業による家庭訪 - 問数 電数 全家庭数	z戸訪問 さとなる × 20%	
	1			
養育支	養育支	1 育児家事援助の実施		養育支援
	養育支援訪問	1 育児家事援助の実施	訪問数 × 6,000円	

		訪問数 × 8,000円 3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の 実施 訪問数 × 10,000円	
を地域トワーク機	を守る	受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円	子守ネー強の必費どるック化実要も地ト機事施ななり能業に経
育て支	地育援事が大支点		地て点実要な経費を設めては、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、

	準額を適用することが	できるものとする。		
	(イ)非常勤のみを配置	している場合		
		3~4日型	3,583,000円	
		5日型	4,386,000円	
		6~7日型	5, 189, 000円	
	イ 加算分			
	(ア)子育て支援活動の♬	展開を図る取組		
		3~4日型	1,230,000円	
		5日型	3,070,000円	
		6~7日型	2,760,000円	
	(イ)地域支援		1,224,000円	
	(2)出張ひろば		1,361,000円	
	(3)小規模型指定施設			
	ア 基本分		2,598,000円	
	イ 加算分		1,363,000円	
	(4)連携型			
	アー基本分			
		3~4日型	1,696,000円	
		5~7日型	2,662,000円	
	イが算分		440,000円	
	2 開設準備経費(1か所			
	(1) 改修費等		こり 4,000,000円	
	(2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 1 か所当たり 600,000円 ※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。			
一時預一時預	1 運営費			一時預か
かり事かり事	(1)一般型			り事業の
業業	ア 特別利用保育等対象	以外の児童(1か所	当たり年額)	実施に必
	(ア) 基本分			要な費用
	① 保育従事者がす	べて保育士又は1日	当たり平均利用	
		下の施設において保		
	た家庭的保育者と	同等の研修を終了し	た者の場合。	

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

### ② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5, 100, 000円
2,700人以上3,300人未満	6, 300, 000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

(4) 基幹型施設加算 1,010,000円

### イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額)

(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する 特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第 2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児 童。)

(7) 平日分 400円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

100円

(2) 幼稚園型(児童1人当たり日額)

ア 在籍園児分

- (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)
  - ① 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

400円

② 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て) (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 100円 イ 在籍園児以外の児童分 (ア) 8時間以下の利用 800円 (4) 長時間加算 100円 ※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、9,140,000円を上 限額とする。 (3) 余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,100円 (4) 居宅訪問型(児童1人当たり日額) 利用時間4時間以上 8,200円 利用時間4時間未満 4,100円 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円 (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。 **※** ※ (2)は一般型に限る。 病 児 保 病 児 保 1 病児対応型(1か所当たり年額) 病児保育 育事業 (1)基本分 2,417,000円 事業の実 育事業 (特定 施に必要 分・事 (2) 加算分 な経費 業費) 年間延べ利用児童数 基準額 504,000円 10人以上50人未満 50人以上200人未満 2,518,000円 200人以上400人未満 4,280,000円 400人以上600人未満 6,294,000円 600人以上800人未満 7,804,000円 800人以上1,000人未満 9,818,000円 1,000人以上1,200人未満 11,832,000円 1,200人以上1,400人未満 13,846,000円

1,400人以上1,600人未満	15,860,000円
1,600人以上1,800人未満	17,874,000円
1,800人以上2,000人未満	19,888,000円
2,000人以上	21,902,000円

# (3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

ア 改修費等

4,000,000円

イ 礼金及び賃借料 (開設前月分)

600,000円

- ※ ア及びイとも平成27年度中に支払われたものに限る。
- 2 病後児対応型(1か所当たり年額)

(1) 基本分

2,006,000円

# (2) 加算分

基準額
401,000円
2,207,000円
3,109,000円
5,015,000円
6,820,000円
8,726,000円
10,632,000円
12,538,000円
14,443,000円
16,349,000円
18, 255, 000円
20, 160, 000円

# (3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

ア 改修費等

4,000,000円

イ 礼金及び賃借料 (開設前月分)

600,000円

- ※ ア及びイとも平成27年度中に支払われたものに限る。
- 3 体調不良児対応型(1か所当たり年額) 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,150,000円)

4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 6,882,000円 (ただし、実施期間が6か月未満の施設にあっては、 3,441,000円) 病 児 保 1. 低所得者減免分加算(病児対応型) 病児保育 育(特 (1) 生活保護法による被保護者世帯 事業の実 定分・ 5,000円 × 年間延利用人員 施に必要 低 所 得 (2) 市区町村民税非課税世帯 な経費 者減免 2,500円 × 年間延利用人員 分 加 算) ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年 法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に 困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額 については、被保護者世帯と同額とすること。 2. 低所得者減免分加算 (病後児対応型) (1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 (2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要 保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認 めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯 と同額とすること。 病 児 保 1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額) 病児保育 利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や事業の実 育事業 (一般 巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,417,000円 施に必要 分) な経費 2 病後児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や 巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,006,000円 3 体調不良児対応型 (1か所当たり年額) 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,150,000円)

援助活展助活 (1)基本事業 動支援 動支援 事業 ( 事業 ( ファミファミ リ**ー・** サポーサポー ト・セト・セ ンター ンター 事業) 事業)

- 子育で 子育で 1 運営費(1市町村当たり年額)

ア 基本分

会員数	
50人~ 99人	1,800,000円
100人~ 299人	2,000,000円
300人~ 599人	2,800,000円
600人~ 999人	4,000,000円
1,000人~1,499人	8, 100, 000円
1,500人~1,999人	12, 100, 000円
2,000人~2,999人	16, 200, 000円
3,000人以上	20, 200, 000円

子育て援 助活動支 援事業(フ アミリー ・サポー ト・セン ター事業) の実施に 必要な経 費

#### イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

・10か所以上

10,100,000円

・10か所未満

支部数×1,000,000円

- (イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事 故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 360,000円
- (2) 病児・緊急対応強化事業

### ア 基本分

預かり等の利用件数	
~59件	1,800,000円
60件~119件	2,400,000円
120件~199件	3,800,000円
200件~299件	5,700,000円
300件~399件	7,700,000円
400件~599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

#### イ 加算分

(ア)近隣市町村会員受入

1,000,000円

(4)初年度体制整備(事業開始年度に限る) 4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭 等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円

2 開設準備経費(1市町村当たり年額)		
(1) 改修費等	4,000,000円	
(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分)	600,000円	
※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われた	とものに限る。	

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国				地方公共団体								
F	<u> </u>	補助率		歳入		歳出						
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	うち国庫補助金 相当額		
	円			円	円		円	円	円	円		

### (注)

- 1.「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3.「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2 (平成27年度子ども・子育て支援交付金交付申請書)

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

市町村長印

平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1
   国庫交付金交付申請額
   特定分
   金
   円

   一般分
   金
   円

   合計
   金
   円
- 2 平成27年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)
- 3 平成27年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

# (添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

< 番 号 > 平成 年 月 E

内閣総理大臣殿

都道府県知事印

平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

# (添付資料)

- 1 平成27年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 平成27年度子ども·子育て支援交付金交付申請書 市外 市町村分

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

# 都道府県名

	市町村名					
		特 定 分	一般分	合計		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合言	†( 市町村分)					

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

市町村

平成 年 月 日 < 発番 > で申請のあった平成27年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県	知 事	印
---------	-----	---

- 1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成27年度子ども・子育て 支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は 平成 年 月 日 < 発番 > 申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。 ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
交付決定額	合 特 定 分 一 般 分 合	金金金金金	円 円 円

- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規 定による申請の取下げをすることができる期限は、平成年月日とする。

< 番 号 >

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金追加交付決定通知書

市町村

平成 年 月 日 < 発番 > で交付決定の通知をした平成27年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日 < 発番 > 申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この交付金の額は次のとおりである

	特 定 分	一 般 分	合
今回交付決定額	金	金    円	金円
前回交付決定額	金	金    円	金円
差引追加額	金	金    円	金円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成年月日とする。

別紙様式5 (平成27年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

市町村長印

平成27年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成27年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 平成27年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

# (添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

都道府県知事 印

平成27年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日 < 発番 > により交付された平成27年度子ども·子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

# (添付資料)

- 1 平成27年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 平成27年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書 市外 市町村分

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

# 都道府県名

	市町村名	交付金(l 所要		交付金(国庫) 交付決定額			交付金(国庫) 受入済額			
	ם נונשקו	特 定 分 一 般	分 合計	特定分	一般分	合計	特定分	一般分	合計	返納額
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
計(	市町村分)									

<sup>「</sup>返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

< 番 号 >

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

市町村

平成 年 月 日 < 発番 > をもって交付決定した平成27年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日 < 発番 > 事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

()内は返還がある場合

特定分金円一般分金円合計金

平成 年 月 日

都道府県知事印

# (施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

市町村長印

平成27年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日 < 発番 > により交付決定のあった平成27年度子ども・子育て支援交付金について平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に 基づ〈額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控 除額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名 総事業費												
円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	事業名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額			選定額		国庫補助 所要額			差引 過不足額
特定分   短長保育事業				( - )								( -
延長保育事業		円	円	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円	円	円	円	円	円	円	F
放課後児童健全育成事業	. 特定分					•						
	延長保育事業								1/3			
事業費合計 (低所得者減免分加算合計	放課後児童健全育成事業								1/3			
事業費合計	病児保育事業 病児保育事業											
特定分 計	事業費合計								1/3			
特定分 計	低所得者減免分加算合計								1/3			
- 一般分 利用者支援事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業 清空 お別児家庭全戸訪問事業 でする地域ネットワーク機能強化事業 では関かり事業 では関かり事業 では関がり事業 では関がります。 では関がります。 では関がります。 では関がります。 では関がります。 では関がります。 では関がります。 では関がります。 では関がします。 では、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		ĺ										
利用者支援事業		l .	<u>l</u>				l					
実質徴収に係る補足給付を行う事業									1/3			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業     12       放課後児童健全育成事業     13       子育て短期支援事業     12       乳児家庭全戸訪問事業     12       養育支援訪問事業     12       子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業     12       一時預かり事業     12       地域子育て支援拠点事業     12       病児保育事業     12       子育て援助活動支援事業     12									1/3			
放課後児童健全育成事業     1/3       子育て短期支援事業     1/3       乳児家庭全戸訪問事業     1/3       養育支援訪問事業     1/3       子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業     1/3       一時預かり事業     1/3       地域子育て支援拠点事業     1/3       病児保育事業     1/3       子育て援助活動支援事業     1/3	多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3			
子育て短期支援事業       1/3         乳児家庭全戸訪問事業       1/3         養育支援訪問事業       1/3         子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業       1/3         一時預かり事業       1/3         地域子育て支援拠点事業       1/3         病児保育事業       1/3         子育て援助活動支援事業       1/3	放課後児童健全育成事業								1/3			
乳児家庭全戸訪問事業       1/3         養育支援訪問事業       1/3         子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業       1/3         一時預かり事業       1/3         地域子育て支援拠点事業       1/3         病児保育事業       1/3         子育て援助活動支援事業       1/3	子育て短期支援事業								1/3			
養育支援訪問事業     ()       子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業     ()       一時預かり事業     ()       地域子育て支援拠点事業     ()       病児保育事業     ()       子育て援助活動支援事業     ()	乳児家庭全戸訪問事業								1/3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業       1/3         一時預かり事業       1/3         地域子育て支援拠点事業       1/3         病児保育事業       1/3         子育て援助活動支援事業       1/3									1/3			
一時預かり事業       地域子育て支援拠点事業       病児保育事業       子育て援助活動支援事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3			
病児保育事業 子育て援助活動支援事業	一時預かり事業								1/3			
病児保育事業 子育て援助活動支援事業	地域子育て支援拠点事業								1/3			
子育て援助活動支援事業									1/3			
	子育て援助活動支援事業								1/3			
合 計												

#### (記入上の注意)

- 1. 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 2. 欄は 欄、 欄及び 欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. 欄には、 欄の額を記入すること。
- 4. 欄には、 欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. 欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「O」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「特定分」「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

# 1. 利用者支援事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1 . 基本型			
2.特定型			
3.母子保健型			
合計			

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

# (1)基本型

	夕轭	実施場所	運営主体	重営主体 事業実施 月数	事業実施 月数 事業実施 日数 (週あたり)	事業実施時間	職員の配置			開設	対象経費の	国庫補助
	名称 					(1日あたり)	専任職員	補助職員	計	準備経費	実支出額	基準額
1												
2												
3												
4												
5												
計												

# (記入上の注意)

- 1. 欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他から該当するものを選択すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

#### (2)特定型

0~5歳児人口	実施条件	認可保育所の定員充足率100%以上	
(H25.10.1時点、H26.10.1時	关心赤什	認可保育所数100以上	
点のいずれか多い方)		待機児童50人以上(H26.4.1時点)	

	名称	実施場所	運営主体	事業実施	事業実施	事業実施	耶	戦員の配置	Ī	開設	対象経費の	国庫補助
	白彻	关心场的 	建吕工仲	月数	日数 (週あたり)	時間 (1日あたり)	専任職員	補助職員	計	準備経費	実支出額	基準額
<u>_</u>												
1												
2												
3												
4												
5												
計												

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- 2. 欄は、特定型の補助要件として交付要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「」を付すこと。
- 3. 欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他から該当するものを選択すること。
- 4. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 5. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- 6. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

### (3)母子保健型

	東 安宁			声光中坎	<sub>**宝姑</sub> 事業実施 事業実施	事業実施	職員の配置				開設	対象経費の	国庫補助
	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	日数	時間	保健師等	専門職員	補助職員	計	準備経費	実支出額	基準額
				/ J xx	(週あたり)	(1日あたり)	(専任)	(兼任)					
1													
2													
3													
計													

- 1. 欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル·アパート·マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他から該当するものを選択すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

### 2.延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1.一般型(保育短時間認定)			
2.一般型(保育標準時間認定)			
3.訪問型(保育短時間認定)			
4.訪問型(保育標準時間認定)			
合計			

## (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)一般型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長	時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1				前 後	合算	前後			
2				前 後	合算	前 後			
3				前 後	合算	前 後			
4				前 後	合算	<u>前</u> 後			
5				前 後	合算	前 後			
計						前 後			

## (記入上の注意)

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A·B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、実施要綱4(1) に基づ〈延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例∶前0.5後0.5合算1)
- 4. 欄は、実施要綱4(1) に基づ〈平均対象児童数を記入すること。
- 5. 欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

# (2)一般型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	平均対象 児童数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					前 後	前 後		
2					前後	前後		
3					前後	前後		
4					前後	前後		
5					前後	前後		
計						前 後		

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」 のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- 4. 欄は、実施要綱4(1) に基づく延長時間を記入すること。
- 5. 欄は、実施要綱4(1) に基づ〈平均対象児童数を記入すること。

## (3)訪問型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長	時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1				前 後	合算	前 後		
2				前 後	合算	前 後		
3				前 後	合算	前 後		
4				前 後	合算	前 後		
5				前 後	合算	前 後		
計						前 後		

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- 4.1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

## (4)訪問型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1				前 後	前 後		
2				前 後	前後		
3				前 後	前後		
4				前後	前後		
5				前後	前後		
計					前後		

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。

# 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給児童数	效(延月数)	対象経費の	国庫補助
	給食費 (副食材料費)	教材費·行事費等 (給食費以外)	実支出額	基準額
1号認定				
2号認定				
3号認定				
合計				

### 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1.新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
合計			

### (記入上の注意)

欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)新規参入施設等への巡回支援

	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

- 1. 欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
  2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

#### (2)認定こども園特別支援教育・保育経費

	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

- 1. 欄は、以下から該当するものを記入すること。
  - ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
  - ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、 エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
  - オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
  - キ 保育所型、ク 地方裁量型
- 2. 欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人··· の場合、3人+4人+5人+···の合計値) また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

. 特定分

市町村名

放課後児童健全育成事業

3747127011C113773		
区分	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

# (記入上の注意)

- 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。
  - .一般分

放課後児童健全育成事業

区分	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	田
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

### (記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

# 5. 放課後児童健全育成事業

. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業(ア)関所日数250日以上

市町村名

(プ)用	所日数250日以上	T						1	1		1	•	1		•
				開所划	沅				児童の数	童の数が10人未満					
	<del></del>		開所日数	平日分		長期休暇等分		10				÷-1000	\ <u></u>	対象経費	
	事業者名 (クラブ名)	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	児童の 数 - 数	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	山間地、 漁業集 客、へき地 及び離島 とが認め る場合		分割 新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
1		日	日		時間		時間	人						円	円
'				~		~									
2				~		~									
3				~		~									
4				~		~									
5				~		~									
6				~		~									
7				~		~									
8				~		~									
9				~		~									
10				~		~									
	合計( か所)										か所				

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- 欄は、小数点第3位を切り捨てること。
- 4. 及び 欄は該当するものに「1」を記入すること。
- 5. 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、 欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。 6. 欄及び 欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

(1)放課後児童健全育成事業

		開戶	f状況			利用者に対する		児童の数が10人未						
<b>=</b> W + 4		平日分	長期休暇等分			ニーズ調査		ì	満		***	\ <u>\</u>	対象経費	
事業者名 (クラブ名)	年間開 所日数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	型 関立 数	調査条件	調査結果児童 数	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合	分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の実支出 額	国庫補 基準額
	目		時間		人					人			円	
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
		~		~										
合計( か	所)									か所				

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- 3. 欄は、小数点第3位を切り捨てること。
- 4. 欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
  - 1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- 5. 欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 6. 及び 欄は該当するものに「1」を記入すること。
- 7. 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- 8. 欄及び 欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。
- 9.「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

市町村名

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

			_				
			事業	内容	<b>主</b> 町牡矢動 計画	対象経費の	国度进时
事業者名(クラブ名)	事業実施場所	改修備品購入等		市町村行動計画 策定の有無	実支出額	国庫補助 基準額	
1			該当するものに「1」	を記入すること		円	円
2							
3							
4							
5		_				_	
合計	か所						

### (記入上の注意)

- 1. 欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- 2. 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づ〈市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

# (イ)放課後児童クラブ環境改善事業

in ii	事業者名(クラブ名)	事業実施場所	幼稚園、認定こ ども園等におけ る実施の有無(新 規クラブ)	市町村行動計 画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					円	円
2						
3						
4						
5						
合計	か所					

- 1. 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- 2. 欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用等を支弁する場合に「1」を記入すること。 3. 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づ〈市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

	事業者名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

# (エ)倉庫設備整備事業

	事業者名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

### (3)放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア)障害児受入推進事業

( ,	7 / 焊舌儿女八胜些争	*		
事	『業所名(クラブ名)	年度途中から支援 員等を配置又は配 置できなくなった クラブについて、 支援員等の配置月 数( )	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		ヶ月	P	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合計( か所)			

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2.年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄に記入すること。

(3)放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ)放課後児童クラブ運営支援事業

事業所名(クラブ名)	年度途中から事業を実施又はた がいるでは、 があるでは、 があるでは、 たった かった。 での で、 をの を の を の を の を の を の を の を の で の で の	   市町村行動計   画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	ヶ月		円	Ħ
2				
3				
4				
5				
合計( か所)				

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。
- 3.年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

(ウ)放課後児童クラブ送迎支援事業

	)以外区ル主ノノノ区近又	以子不		
事	『業所名(クラブ名)	年度途中から事業を実施又はまた がいままでではなった。 かっプについ で、その実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
	合計( か所)			

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2.年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

. 一般分

## (4)放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)家庭、学校等と	年度途中から事業		開所状況		賃金改善			賃金改善する給与	項目				主たる担当	当としての	従事項目			1
事業者の名称(クラブ名)	を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施	年間開所日	開所	<b>「時間</b>	する従事					1							対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	ついて、その実施	数	平日分	長期休暇等分	者数	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	学校との 情報共有	保護者へ   の連絡・   情報共有	防災·防 犯対策	情への 対応	児童虐待 早期発見 への取組	天文山丽	<b>坐</b> 干頭
	ヶ月				人	該当欄にを	<b> </b> :付すこと。	┃ 闌については、内容を具体的に記	入すること。			該当欄に主	┃ な取組内容€	┃ 等を記載する	こと			
1			~	~														
2			~	~														
3			~	~														
4			~	~														
5			~	~														
6			~	~														
7			~	~														
8			~	~														
9			~	~														
10			~	~														
合 計																		1

市町村名

- ・ 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 3. 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(イ)(ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置

	一人子との圧消及		大寸」に加ん、心		J T V F IX	<u>, 又                                   </u>		尹 9 る市 到 職 貝 で 癿 且												
	年度途中から事業	<b> </b>	開所状況		1			賃金改善する給与	可項目				ŧ	たる担当	としての従	连事項目				
事業者の名称(クラブ	を実施又は実施し ろ) な(なったクラブに	· 任問題所口	開戶	听時間	賃金改善 する従事		1			1		地域組織と					th===164	フ州 物会 レ	対象経費の	国庫補助
3-56 13-13-(7-7-7-1	ついて、その実施月数	数	平日分	長期休暇等分	者数	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	の情報交換	の他公共施 設等の積極	の連携、協力	健医療機 関等と連	具体的な支援 内容等を関係 機関と検討・協	の打ち台	子供教室と 合わせ、協議 への参加	実支出額	基準額
												下扣五叉加	的活用	/1	携	議		<b>(</b> 0) ≥ //µ		
	ヶ月				人	該当欄に を	付すこと。	欄については、内容を具体的に記	入すること。	•	!	該当欄に主	な取組内容等	手を記載する	こと		実施	主な取組内容		
1			~	~																
2			~	~																
3			~	~																
4			~	~																
5			~	~																
6			~	~																
7			~	~																
8			~	~																
9			~	~																
10			~	~																
合 計																				

- (BDXIII) (BDXIIII) (BDXIIII) (BDXIIIII) 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。 2. 欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 3. 欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- 4. 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(5)障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	障害児数	年度途中から支援員 等を配置又は配置で きなくなったクラブ について、支援員等 の配置月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計( か所)				

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2.年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄に記入すること。

### (6)小規模放課後児童クラブ支援事業

### 市町村名

	事業所名(クラブ名)	児童数	放課後児童支援員等数	年度途等等 支援員配っ できるで を記しているで できるで で で で で で で で で で で で で で	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					P	円
2						
3						
4						
5						
	合計( か所)					

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。 2. 欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

#### 6.子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1.短期入所生活援助(ショートステイ)事業2.夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計			

#### (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

#### (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

				利月	月児童数(延べ日	]数)			
	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	2歳未満児·慢 性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1									
2									
3									
4									
5	·								_
計									

- 1. 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 3. 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

#### (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

				利用	月児童数(延べ日	]数)				
	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は	夜間養護事業		休日預かり事業	児童の送 迎の実施	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			里親や保育士等の数	基本分	基本分    宿泊分			一門班具	人文出版	至一版
1										
2										
3										
4										
5										
計										

- 1. 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 3. 欄は、 欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における 里親や保育士等の人数を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室 等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

市町村名

### 7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

	取り組み内容			+ <del>+</del>	+ <del>+</del>	<b>社会</b> 炤# 6	
ケーフ対応会議	支援の実施		家庭訪問数	訪問対象 家庭数	訪問対象 家庭数 × 20%	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ノ 人別心安峨	育児·家事援助	専門的相談支援		31/2/	21,22,00	XXIII	<u> </u>
					( × 0.2)		

#### (記入上の注意)

- │. 欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「」を記入すること。
- 2. 欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「」を記入すること。
- 3. 欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。
- 4. 欄は、乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数を記入すること。
- 5. 欄は、 訪問対象家庭数に20%を乗じた家庭数を記入すること。(端数処理はしないこと。)

#### 8. 養育支援訪問事業

	訪問件数		社会収集の	
育児·家事援助	専門的相談支援	助産師等によ る訪問支援	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- 9.子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員	の専門性強化		地域ネットワー	地域ネットワークと記	訪問事業等との連携	地域住民への	1.47.47.## <b>(</b>	
格取得のための研		ク関係機関の	ク構成員の専門性向上	実施要綱3 (4) の取組	実施要綱3 (4) の取組	周知を図る取組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額

- 1. 欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- 2. 欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「」を記入すること。

#### 10.地域子育て支援拠点事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型			
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置·小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計			

### (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置·小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

#### (1)一般型

	67.TL		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	事業実施 月数	盟設日数	開設時間	専任	職員の	置	平均利用	従来のセン	地域の子育て 支援活動の展		利用者支援事	開設準	備経費	対象経費の	国庫補助
	名称	美施場所	運営主体	月数	(週当たり)	開設時間 (1日当たり)	常勤職員	非常勤職員	合計	親子組数 (1日当たり)	ター型実施の 有無	地域の子育て 支援活動の展 開を図るための 取組	地域支援	利用者支援事 業の実施	改修費·備品購入費	礼金及び賃借料	<u> </u>	基準額
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 5. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の のアを利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 6. 欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
- 7. 欄は、地域子育で支援拠点事業実施要綱の4ののエの $(P) \sim (I)$ のうち該当する記号を記入すること。
- 8. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の の力の(ア)~(I)のうち該当する記号を全て記入すること。
- 9. 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記載すること。
- 10. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

#### (2)出張ひるば(一般型)

	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準 <sup>改修費·備品購入費</sup>	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1									
2									
3									
4									
5									
計									

- 1. 欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 4. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののアを利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

### (3)経過措置·小規模型指定施設(一般型)

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週3 回程度実施)の 有無	開設年月日 (H19.3.31以前でなけ れば対象外)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1													
2													
3													
4													
5													
計	_												

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 5. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののキの(イ)のdの(a)を利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 6. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の のキの(1)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て記入すること。
- 7. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののキの(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- 8 欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

### (4)連携型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間	専任職員の配 置	平均利用 親子組数	地域の子育て力を高	利用者支援事 業の実施	開設準	備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	□柳	天心物門	建吕工仲	月数	(週当たり)	(1日当たり)	置	(1日当たり)	める取組の実施	業の実施	改修費·備品購入費	礼金及び賃借料	実支出額	基準額
									-					
1														
2														
3														
4														
5														
計														

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 5. 欄は、地域子育で支援拠点事業実施要綱の4ののアを利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 6. 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。
- 7. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

### 11.一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型			
2.幼稚園型			
3.余裕活用型			
4. 居宅訪問型			
合計			

### (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用型」「(4)居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)一般型

Г				专业内状	;	利用児童	数(年間延	延人数)			担当職員	の配置		開所時	開所日数	甘松刑佐帥	地域家美 刑	開設準	備経費	対象経費の	国庫補助
	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	特別保育等		特別保育			保育士	家庭的保育者	研修受講者	合計	間	用別口奴	举针尘心故	地域名有 空	改修費等	礼金及び賃借料	実支出額	基準額
					対象外	平日		休日	> + = n+ ==												
							うち長時間		うち長時間												<b>2</b> 1)
7																					
2																					
3	3																				
4	ļ.																				
																					$\overline{}$
言	-																				1 1

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、平日において4時間/日、 欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- 5. ~ 欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
- 6. 欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
- 7. 基幹型施設の場合は、 欄に「」を記入すること。
- 8.地域密着 型として実施している場合には、 欄に「」を記入すること。
- 9. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

# (2)幼稚園型

					施設の年	F間実施	<b>利</b>	引用者数(	年間延べ	人数)(自	市町村分	<b>`</b> )	施設当たり年			
		名称	施設所在地	設置主体	日	数		幼稚園在	E籍園児		幼稚園在籍	<b></b>	間延べ利用見 込者数(平	用政华佣絰負	対象経費の	国庫補助
		台州	市町村名	改旦土体	₩ 🗆	<i>H</i> -□	平日		休日		平日+休	日	込有数(平 日·在籍園	(改修費等)	実支出額	基準額
					平日	休日		うち長時間		うち長時間		うち長時間	児)			
_ [ <sup>2</sup>	1															
2	2															
3	3															
4	1															
Ę		·														
言	+															
		) トの注意)		•	•	•	•	-		•	•	•				

- 1. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、長期休業期間の平日(職員が通常出勤する日)に実施する場合もカウントすること。また、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、 欄ではな〈本欄にカウントすること。
- 3. 欄は、欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、 の平日・休日の考え方は2.3.の考え方と同様である。
- 4. ~ 欄は、自市町村居住者について記入すること。
- 5. 欄は、平日において4時間/日(教育課程時間との合計が8時間まで)、 欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- 6. 欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。 (施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- 7. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

### (3)余裕活用型

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1								
2								
3								
4								
5								
計								

## (記入上の注意)

- 1. 欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

# (4)居宅訪問型

	派遣元施設名称	設置主体	事業実施 月数	利用児 4時間以上	達数(年間延 4時間未満	<u>E人数)</u> 合計	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1									
2									
3									
4									
5									
盲									

- (記入上の注意)
  1. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
  2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

# 12.病児保育事業

	類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ア	. 特定分			
	1. 病児対応型 基本分·加算分			
	2. 病後児対応型 基本分:加算分			
	3.体調不良児対応型			
	4.非施設型(訪問型)			
	事業費合計			
	1. 病児対応型 低所得者減免分加算			
	2.病後児対応型 低所得者減免分加算			
	低所得者減免分加算合計			
1	一般分			
	1.病児対応型			
	2.病後児対応型			
	3.体調不良児対応型			
	一般分合計			

## (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)病児対応型

ア.特定分

基本分·加算分

								普及定律	<b></b>		
	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	改修費等	礼金及び賃借料	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
_											
1											
2											
3											
4											
5											
計											

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 5. 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

### 低所得者減免分加算

	名称	適用 (生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

## イ. 一般分(改善分)

	名称	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- 1.「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ.一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。
- 2. 欄に記入する金額は、「ア・特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

### (2)病後児対応型

ア.特定分

基本分·加算分

								普及定律	<b></b> 促進費		
	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	改修費等	礼金及び賃借料	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1											
2											
3											
4											
5											
計											

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 5. 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

### 低所得者減免分加算

	名称	適用 (生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

### イ. 一般分(改善分)

	名称	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- 1.「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ.一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。
- 2. 欄に記入する金額は、「ア・特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

### (3)体調不良児型

ア、特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設)

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

### イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設)

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

### (4)非施設型(訪問型)

	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5				·	_	
計						

- 1. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

13.子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

	基本事業										ひとり親家	開設前達	<b>準備経費</b>	対色収弗の	国庫補助
提供会員	会員数 去 或 講習(24h以 合同実施				合同実施 市町村				庭の利用支 援	改修費·備品購入費	礼金及び賃借料	対象経費の 実支出額	基準額		

- 1. 欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- 2. 欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全·事故」に関する講座を含まない場合には「」は 記入できないことに留意すること。
- 3. 欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名 (24h講習のみ)」と記入すること。
- 4. 欄は、当てはまる取組を行っている場合に「」を記入すること。
- 5. 欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。
- 6. 欄は、開設前準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

# 平成27年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

### 市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
			( - )		_		_	
#+ ch /)	円	円	円	円	円	円	円	円
. 特定分					Т		Т	1/3
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業								
事業費合計								1/3
低所得者減免分加算合計								1/3
特定分 計								
. 一般分								
利用者支援事業								1/3
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
一時預かり事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
一般分 計								
<u></u> 合 計								

- 1. 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 2. 欄は 欄、 欄及び 欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. 欄には、 欄の額を記入すること。
- 4. 欄には、 欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

### 1. 利用者支援事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.基本型			
2 . 特定型			
3.母子保健型			
合計			

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)基本型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施	事業実施	事業実施	耶	戦員の配置		開設	対象経費の	国庫補助
	有机	关心场门	建吕工仲	月数	日数 (週あたり)	時間 (1日あたり)	専任職員	補助職員	計	準備経費	支出予定額	基準額
1												
2												
3												
4												
5												
計												

- 1. 欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル·アパート·マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

#### (2)特定型

0~5歳児人口	実施条件	認可保育所の定員充足率100%以上	
(H25.10.1時点、H26.10.1時	关旭赤叶	認可保育所数100以上	
点のいずれか多い方)		待機児童50人以上(H26.4.1時点)	

	名称 実施場所		    実施場所   運営主体	事業実施	事業実施	事業実施 時間	職員の配置			開設	対象経費の	国庫補助
	石柳	<b>美</b> 爬场別	建吕工仲	月数	日数 (週あたり)	円间 (1日あたり)	専任職員	補助職員	計	準備経費	支出予定額	基準額
1												
2												
3												
4												
5												-
計									_			

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- 2. 欄は、特定型の補助要件として交付要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「」を付すこと。 3. 欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用 施設、公民館、保健センター、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 4. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 5. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- 6. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

#### (3)母子保健型

	声光字栋				事業実施	職員の配置			開設	対象経費の	国庫補助		
	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	日数 (週あたり)	時間	保健師等	専門職員	補助職員	計	準備経費	支出予定額	基準額
				/3 &X	(週あたり)	(1日あたり)	(専任)	(兼任)					
1													
2													
3													
計													

- 1. 欄は、地域子育て支援拠点、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用 施設、公民館、保健センター、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

### 2.延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.一般型(保育短時間認定)			
2.一般型(保育標準時間認定)			
3.訪問型(保育短時間認定)			
4.訪問型(保育標準時間認定)			
合計			

### (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)一般型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長	時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1				前 後	合算	前 後			
2				前 後	合算	前 後			
3				前 後	合算	前 後			
4				前 後	合算	前 後			
5				前 後	合算	前 後			
計						前 後			

## (記入上の注意)

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A·B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、実施要綱4(1) に基づ〈延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例∶前0.5後0.5合算1)
- 4. 欄は、実施要綱4(1) に基づ〈平均対象児童数を記入すること。
- 5. 欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

# (2)一般型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	平均対象 児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1					前	前		
					後	後		
2					前	前		
					後	後		
3					前	前		
J					後	後		
4					前	前		
4					後	後		
5					前	前		
3					後	後		
±⊥						前		
計						後		

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- 4. 欄は、実施要綱4(1) に基づく延長時間を記入すること。
- 5. 欄は、実施要綱4(1) に基づ〈平均対象児童数を記入すること。

## (3)訪問型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長	時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1				前	合算	前		
Ė				後 前		後 前		
2				後	合 算	後		
3				<u>前</u> 後	合算	<u>前</u> 後		
4				前 後	合算	前 後		
5				前後	合算	前後		
計						前後		

### (記入上の注意)

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- 4.1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

## (4)訪問型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1				前 後	前 後		
2				前後	前後		
3				前後	前後		
4				前後	前後		
5				前	前		
計				後	後 前		
					後		

- 1. 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。

# 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給児童数	效(延月数)	対象経費の	国庫補助
	給食費 (副食材料費)	教材費·行事費等 (給食費以外)	対象経真の 支出予定額	基準額
1号認定				
2号認定				
3号認定				
合計				

#### 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
合計			

### (記入上の注意)

欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)新規参入施設等への巡回支援

	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1					
2					
3				_	
4					
5					
計					

- 1. 欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
  2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

#### (2)認定こども園特別支援教育・保育経費

	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

- 1. 欄は、以下から該当するものを記入すること。
  - ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
  - ウ.幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ.幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
  - オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
  - キ,保育所型、ク,地方裁量型
- 2. 欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人··· の場合、3人+4人+5人+···の合計値) また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

5.放課後児童健全育成事業

特定分	市町村名
/元 /L '刀'	田町村石
10/20	.11 1 2

区分	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
放課後児童健全育成事業	円	田
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

# (記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

# .一般分

区分	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

# (記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上 市町村名

(ソ)開所日数250日以上			開所状	況				児童の数	が10人未					
NV 6-		開所日数	平日分		長期休暇等分		10 <del>*</del>		が10人未 <sup>満</sup>		÷1000		対象経費	
事業者名 (クラブ名)	口女X(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	児童の 数	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合	分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
	日	日		時間		時間	人						円	円
1			~		~									
2			~		~									
3			~		~									
4			~		?									
5			~		?									
6			~		?									
7			~		~									
8			~		~									
9			~		~									
10			~		~									
合計( か所)										か所				

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- 3. 欄は、小数点第3位を切り捨てること。
- 4. 及び 欄は該当するものに「1」を記入すること。
- 5. 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、 欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- 6. 欄及び 欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

(1)放課後児童健全育成事業

(イ)開所日数200日~249日

市町村名

			開所	状況			利用者	こ対する	児童の数が10人未						
			平日分		長期休暇等分	l	=-7	こ対する ズ調査	į ž	苛					
	事業者名 (クラブ名)	年間開所 日数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	児童の 数	調査条件	調査結果児童	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合	分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		日	~	時間	~	人		\( \)			\( \)			円	円
2			~		~										
3			~		~										
4			~		~										
5			~		~										
6			~		~										
7			~		~										
8			~		~										
9			~		~										
10			~		~										
	合計( か所)										か所				

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- 3. 欄は、小数点第3位を切り捨てること。
- 4. 欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
  - 1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- 5. 欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 6.「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
- 7. 及び 欄は該当するものに「1」を記入すること。
- 8. 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、 欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- 9. 欄及び 欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

		<del>VE METR</del>						
			事業	内容	一市町村行動計画 策定の有無	対色収弗の	国库诺叻	
	事業者名(クラブ名)	事業実施場所	改修	→ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
1			該当するものに「1」	を記入すること		円	円	
			<del>                                     </del>					
3								
4								
5								
合計	か所							

# (記入上の注意)

- 1. 欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。 2. 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づ〈市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

# (イ)放課後児童クラブ環境改善事業

1	事業者名(クラブ名)	事業実施場所	幼稚園、認定こ ども園等におけ る実施の有無(新 規クラブ)	市町村行動計 画策定の有無	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額
1					円	Ħ
2						
3						
4						
5						
合計	か所					

- 1. 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではな〈種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- 2. 欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用等を支弁する場合に「1」を記入すること。 3. 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づ〈市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

	事業者名(クラブ名)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設備整備事業

	事業者名(クラブ名)	対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

# (3)放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア)障害児受入推進事業

( ) 严重几支八座建争:			
事業所名(クラブ名)	年度途中から支援 員等を配置又は配 置できなくなった クラブについて、 支援員等の配置月 数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	ヶ月	P	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計( か所)			

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。 2.年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄に記入すること。

(3)放課後児童クラブ支援事業

市町村名

\_\_\_(イ)放課後児童クラブ運営支援事業

事	『業所名(クラプ名)	事業実施場所	年度途中から 事実を実施しなった なったクラ、 について の実施月数	市町村行動計 画策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1			ヶ月		円	円
2						
3						
4						
5						
	合計( か所)					

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。
- 3.年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

## \_\_\_(ウ)放課後児童クラブ送迎支援事業

事	≣業所名(クラブ名)	年度 達 事 実 を 実 に な に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に り に の の の の の の の の の の の の の	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月	円	Ħ
2				
3				
4				
5				
	合計( か所)			

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2.年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

. 一般分

# (4)放課後児童支援員等処遇改善等事業

<u>(ア)家庭、学校等と</u>	年度途中から事業 を実施又は実施し		開所状況		賃金改善			賃金改善する給与	項目				主たる担当	当としての	従事項目			
事業者の名称(クラブ名)	なくなったクラブに	年間開所日	開戶	<b>听時間</b>	する従事		l					学校との	保護者へ	RE SS 、RE	要望·苦	児童虐待	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	ついて、その実施 月数	数	平日分	長期休暇等分	者数	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	学校との 情報共有	の連絡・ 情報共有	犯対策	情への 対応	児童虐待 早期発見 への取組	Zu j Zu	<b>-</b>
	ヶ月				人	該当欄に を	┃ 付すこと。   柞	      については、内容を具体的に記	入すること。	<u> </u>		該当欄に主	 な取組内容等	┃ 等を記入する	こと			
1			~	~														
2			~	~														
3			~	~														
4			~	~														
5			~	~														
6			~	~														
7			~	~														
8			~	~														
9			~	~														
10			~	~														
合 計																		

市町村名

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 3. 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(イ)(ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置

	年度途中から事業		開所状況	5 %				<u>に乗りる市勤職員で配</u> 豊金改善する給 <sup>ュ</sup>					±	Eたる担当	としての行	<b>逆事項目</b>				
事業者の名称(クラブ名)	を実施又は実施し な〈なったクラブに	■ 年間閏所日	開所	<b>「時間</b>	賃金改善 する従事		1					地域組織と	児童館やそ				<b>劫</b> 運後	子供教会と	対象経費の	国庫補助
	ついて、その実施 月数	数	平日分	長期休暇等分	者数	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	の情報交換や相互交流	の他公共施 設等の積極 的活用	地域住民と の連携、協 力	健医療機  関等と連携	虐待ケースの 具体的な支援 内容等を関係 機関と検討・協 議	の打ち台会へ	子供教室と 合わせ、協議 、の参加	支出予定額	基準額
	ヶ月	1				該当欄に を	<b> </b> 付すこと。   †	┃ 闌については、内容を具体的に記	入すること。			該当欄に主	な取組内容等	┃ 等を記入する	こと		実施	主な取組内容		
1			~	~																
2			~	~																
3			~	~																
4			~	~																
5			~	~																
6			~	~																
7			~	~																
8			~	~																
9			~	~																
10			~	~																
合 計																				

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. 欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。 3. 欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- 4. 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(5)障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	障害児数	年度途中から支援員 等を配置又は配置で きなくなったクラブ について、支援員等 の配置月数	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額
1	Α	ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計( か所)				

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して<mark>記入</mark>すること。
- 2.年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄に記入すること。

#### (6)小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

	事業所名(クラブ名)	児童の数	放課後児童支 援員等数	年度途手を置いる。 年度後員配配できた。 を記している。 ではいるできた。 では、では、できた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額
		人	,		円	円
1						
2						
3						
4						
5						
	合計( か所)					

- 1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。 2. 欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

#### 6.子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.短期入所生活援助(ショートステイ)事業 2.夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計			

#### (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

				利用	月児童数(延べE	]数)			
	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	2歳未満児·慢 性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1									
2									
3									
4									
5									
計						·		·	

- 1. 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 3. 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

# (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

				利用	引児童数(延べE	]数)				
	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は	夜間養護事業 休		休日預かり事業	児童の送 迎の実施	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
			里親や保育士等の数	基本分	基本分    宿泊分		足の天心	十佣紅貝	文田丁花照	<u> </u>
1										
2										
3										
4										
5										
計										

- 1. 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 3. 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 4. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室 等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

# 7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

	取り組み内容			+1-001-1- <del>5</del> -	********	社会収集の	
ケース対応会議	支援(	の実施	家庭訪問数	訪問対象 家庭数	訪問対象 家庭数 × 20%	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
フース別心云哉	育児·家事援助	専門的相談支援		3.122	20122000	λα ; <i>κ</i> ικ	<u> </u>
					( × 0.2)		

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「」を記入すること。
- 2. 欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「」を記入すること。
- 3. 欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。
- 5. 欄は、乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数を記入すること。
- 6. 欄は、 訪問対象家庭数に20%を乗じた家庭数を記入すること。(端数処理はしないこと。)

#### 8. 養育支援訪問事業

	訪問件数		対象経費の	国庫補助
育児·家事援助	専門的相談支援	助産師等によ る訪問支援	対象経真の支出予定額	基準額

### (記入上の注意)

1. 欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。

#### 9.子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員	の専門性強化	地域ネットワー	地域ネットワー	地域ネットワークと記	訪問事業 <u>等</u> との連携	地域住民への	対象経費の	国庫補助
格取得のための研	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	ク関係機関の 連携強化	ク構成員の専 門性向上	実施要綱3 (4) の取組	実施要綱3 (4) の取組	周知を図る取 組	対象経員の支出予定額	基準額

- 1. 欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- 2. 欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「」を記入すること。

#### 10.地域子育て支援拠点事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型			
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置·小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計			

#### (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

### (1) 一般型

	2称	<b></b>	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	事業実施 主体 月数	盟設日数	開設時間	専任	壬職員の配	己置	平均利用	従来のセン	地域の子育て 支援活動の展 開を図るための		利田者支援事	開設準	備経費	対象経費の	国庫補助
	名称 	実施場所	運営主体	月数	開設日数 (週当たり)	(1日当たり)	常勤職員	非常勤職員	合計	平均利用 親子組数 (1日当たり)	有無	開を図るための取組	地域支援	利用者支援事 業の実施	改修費·備品購入費	礼金及び賃借料	対象経費の 支出予定額	基準額
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4 . 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 5. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののアを利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。不明の場合は記入しなくても可。
- 6. 欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
- 7. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののエの $(P) \sim (I)$ のうち該当する記号を記入すること。
- 8. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののカの(ア)~(エ)のうち該当する記号を全て記入すること。
- 9 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。
- 10. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

### (2)出張ひろば(一般型)

	出張元名称	出張先名称	事業実施月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準 <sup>改修費·備品購入費</sup>	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1									
2									
3									
4			· ·						
5									
計									

- 1. 欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 4. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の のアを利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。不明の場合は記入しな〈ても可。
- 5. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

#### (3)経過措置·小規模型指定施設(一般型)

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回程度実 施)の有無	開設年月日 (H19.3.31以前でなければ対象外)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1													
2													
3													
4													
5													
計													

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 5. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の のキの(イ)のdの(a)を利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。不明の場合は記入しなくても可。
- 6. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の のキの(イ)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て記入すること。
- 7 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののキの(り)に基づ〈保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- 3. 欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

#### (4)連携型

				声光空旋	88±0 □ ¥6	88±0 n+88	まな呦目の豆	平均利用			開設準	備経費	対色収集の	冗余法师
	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	親子組数 (1日当たり)	地域の子育て力を高 める取組の実施	利用者支援事 業の実施	改修費·備品購入費	礼金及び賃借料	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1														
2														
3														
1														
-														
<u>5</u>														
一計														

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 5. 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4ののアを利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。不明の場合は記入しなくても可。
- 6 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。
- 7. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

# 11.一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型			
2.幼稚園型			
3.余裕活用型			
4.居宅訪問型			
合計			

# (記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用型」「(4)居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1)一般型

				<b>声</b> 坐白光	利	用見込児	童数(年間	<b>『延人数</b> 》			担当職員	の配置		開所時	開所日数	甘松刑佐帥	地域容差 刑	開設準		対象経費の	国庫補助
	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	特別保育等		特別保育			保育士	家庭的保育者	研修受講者	合計	間	用別口奴	举针尘旭议	地域名有 空	改修費等	礼金及び賃借料	支出予定額	基準額
				7320	対象以外	平日		休日													
							うち長時間		うち長時間												
																					21)
1																					
2																					
3																					
4																					
1																					

#### (記入上の注意)

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、平日において4時間/日、 欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- 5. ~ 欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
- 6. 欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
- 7. 基幹型施設の場合は、欄に「」を記入すること。
- 8.地域密着 型として実施している場合には、 欄に を記入すること。
- 9. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

# (2)幼稚園型

	名称	施設所在地	設置主体		F間実施 数	利月	用見込者数 幼稚園在	E籍園児	べ人数)(	自市町村 幼稚園在第	鲁園児以外	施設当たり年 間延べ利用見 込者数(平	開設準備経費	対象経費の	国庫補助
	<b>一</b> 小	市町村名	<b>议旦工</b> 件	平日	休日	平日 	うち長時間	休日	うち長時間	半日 + 17	うち長時間	日・在籍園	(改修費等)	支出予定額	基準額
1															
2															
3															
4															
5															
計															

- 1. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、長期休業期間の平日(職員が通常出勤する日)に実施する場合もカウントすること。また、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、 欄ではな〈本欄にカウントすること。
- 3. 欄は、 欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、 の平日・休日の考え方は2.3.の考え方と同様である。
- 4. ~ 欄は、自市町村居住者について記入すること。
- 5. 欄は、平日において4時間/日(教育課程時間との合計が8時間まで)、 欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- 6. 欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。 (施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- 7. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

# (3)余裕活用型

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数 (年間延人数)	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1								
2								
3								
4								
5								
計								

# (記入上の注意)

- 1. 欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

# (4)居宅訪問型

	派遣元施設名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込 4時間以上	.児童数(年間 4時間未満	問延人数) 合計	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1									
2									
3	3								
4	ļ.								
5									
言	+							l	

- (記入上の注意) 1. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 3. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

# 12.病児保育事業

	類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ア	. 特定分			
	1. 病児対応型 基本分·加算分			
	2. 病後児対応型 基本分:加算分			
	3.体調不良児対応型			
	4.非施設型(訪問型)			
	事業費合計			
	1. 病児対応型 低所得者減免分加算			
	2.病後児対応型 低所得者減免分加算			
	低所得者減免分加算合計			
1	. 一般分			
	1. 病児対応型			
	2. 病後児対応型			
	3.体調不良児対応型			
	一般分合計			

(記入上の注意) 1. 欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

# (1)病児対応型

# ア.特定分

基本分·加算分

								普及定律	<b></b> 促進費		
	名称	実施場所	運営主体	利用定員	   利用料金  (1日当たり) 	事業実施 月数	利用見込児童数 (年間延人数)	改修費等	礼金及び賃借料	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1											
2											
3											
4											
5											
計											

# (記入上の注意)

- 1. 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 5. 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

# 低所得者減免分加算

	名称	適用 (生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
<u> </u>					
1					
2					
3					
4					
5					
計					_

# イ. 一般分(改善分)

	名称	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- 1.「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ.一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。
- 2. 欄に記入する金額は、「ア.特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

# (2)病後児対応型

ア.特定分

基本分·加算分

								普及定	<b></b>		
	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用見込児童数 (年間延人数)	改修費等	礼金及び賃借料	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
<u> </u>											
1											
2											
3											
4											
5											
計											

# (記入上の注意)

- 1. 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 4. 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 5. 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

# 低所得者減免分加算

	名称	適用 (生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

# イ. 一般分(改善分)

	名称	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

- 1.「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ.一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。
- 2. 欄に記入する金額は、「ア.特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

# (3)体調不良児型

ア,特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設)

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

# (記入上の注意)

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

# イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設)

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

# (記入上の注意)

- 1. 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

# (4)非施設型(訪問型)

	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

- 1. 欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
- 2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

13.子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

	基本事業						病児·緊急対応強化事業			ひとり親家	開設準	開設準備経費		国庫補助	
					講習(24h以 上)の実施	合同実施 市町村	利用件数(年 間延べ数)	近隣市町村会 員の受入	初年度体制整 備	合同実施 市町村	庭の利用支 援	改修費·備品購入費	礼金及び賃借料	対象経費の 支出予定額	基準額

- 1.欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- 2. 欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全·事故」に関する講座を含まない場合には「」は 記入できないことに留意すること。
- 3. 欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名 (24h講習のみ)」と記入すること。
- 4. 欄は、当てはまる取組を行っている場合に「」を記入すること。
- 5. 欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。
- 6. 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。